

自転車競技法の改正案

【自転車競技法の一部を改正する法律案】

<立法の背景・趣旨>

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費をしてしまうおそれがある。

→ 生活保護受給者が車券を購入する行為について、自転車競技法において禁止すべきである。

生活保護法上の被保護者は、車券を購入してはならないこととする。

※施行期日：生活保護法の一部を改正する法律の施行の日